

福原学園求職活動等におけるセクシュアルハラスメント防止方針

令和8年9月4日
理事長 裁定

学校法人福原学園（以下「学園」という。）は、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに関し、以下のとおり方針を明確化し、職員、求職者等に対し、周知、啓発します。

1 定義等

（１）求職者等

求職者、学園の実施する職員の採用に資する活動に参加する者及び教育実習その他の実習を受ける者を指します。

（２）求職活動等

求職者が行う求職活動や求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動を指します。

（３）職員

学園が雇用する者及び派遣労働者を指します。

（４）求職活動等におけるセクシュアルハラスメント

求職活動等において行われる求職者等の意に反する性的な言動により求職者等の求職活動等が阻害され、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等、当該求職者等が求職活動等を行う上で看過できない程度の支障が生じることを指します。

（５）求職活動等におけるセクシュアルハラスメントの内容

求職活動等におけるセクシュアルハラスメントの内容としては、以下のような例が考えられますが、これらの例に限られるものではありません。

- ・職員が求職者に対し、性的な事実関係を尋ね、求職者が苦痛に感じ、求職活動が妨げられる
- ・職員が必要なく求職者等の身体に触り、求職者等が精神疾患となる
- ・職員が教育実習に参加した者に対し、性的関係を結ばなければ今後教育実習を受け入れなくなるかもしれないと述べ、参加者が実習に参加できなくなる

2 基本方針

学園では、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントを禁止し、同ハラスメントを行った者については、懲戒処分を行う等、厳正に対処します。また、求職活動等におけるセクシュアルハラスメント防止方針を定め、職員に周知、啓発します。

3 求職活動等に関するルール

学園では、求職活動等に関するルールについて、以下のとおり定め、周知、啓発します。

- ・採用面接、面談その他求職活動等に関する対応は、学園の勤務時間内に学園施設内又はオンラインで行うものとし、これ以外の場所、時間における求職活動等を禁止します。
- ・職員個人と求職者等が個人のＳＮＳ、メール等で連絡することを禁止し、学園からの連絡は、学園が指定する電話番号及びメールアドレスに限るものとします。
- ・採用面接、面談その他求職活動等に関する対応は、原則として複数名の職員で対応するものとし、実習等で一対一となる際にも、閉鎖された部屋で行うことを禁止します。
- ・学園では、求職活動等に関し、職員と求職者等が飲酒を伴う飲食を行うことを禁止します。

4 相談窓口

学園の相談窓口は、内部監査室に設置する「求職活動等におけるセクシュアルハラスメント相談窓口（メールアドレス：soudan-info@fains.jp）」とします。また、求職者等に対しては、外部の相談窓口として、福岡労働局雇用環境・均等部指導課（電話番号：092-411-4894）も案内します。

学園では、相談窓口の担当者が、相談に対し、その内容や状況に応じ適切に対応し、相談者、行為者等のプライバシーを保護するため、適宜必要な研修を行います。

5 事後対応

学園では、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに係る相談の申出があった場合、事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認するよう努め、改めて本方針を周知、啓発します。

求職活動等におけるセクシュアルハラスメントが生じた事実を確認できた場合、速やかに被害者に対する配慮のための措置及び行為者に対する適正な措置を行います。

6 不利益取扱いの禁止

学園では、求職者等が相談を行ったことを理由として不利益に扱うことはせず、職員が事実関係の確認等の事業主の雇用管理上講ずべき措置に協力したこと、都道府県労働局に対して相談、紛争解決の援助の求め若しくは調停の申請を行ったこと又は調停の出頭の求めに応じたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを行いません。

7 施行及び事務

本方針は、令和8年10月1日から施行します。

本方針の運用に関する事務は、内部監査室が所管します。